

改正 平成20年4月1日 平成21年4月1日  
平成22年4月1日 平成23年4月1日  
平成25年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学習院大学（以下「本学」という。）大学院における学生の特色ある研究活動を育成するため、また、本学専門職大学院及び学部において学業成績・人物とも優秀な学生に対しての奨学金に関する事項を定める。

（奨学生の選考）

第2条 学長は、研究科委員長、研究科長又は学部長からの推薦に基づき、奨学生を決定する。

2 奨学生の推薦は、次の方法による。

一 大学院学生

特色ある研究活動を育成するために、各専攻毎に優秀な学生を選考し、研究科委員会の議を経た後、当該研究科委員長は、毎年6月末までに学長に推薦する。

二 専門職大学院学生

学業成績・人物とも優秀な学生を選考し、教授会の議を経た後、研究科長は、毎年6月末までに学長に推薦する。

三 学部学生

2年次、3年次及び4年次学生

学業成績・人物とも優秀な学生を、各学科毎に選考し、教授会の議を経た後、当該学部長は、毎年6月末までに学長に推薦する。

（奨学生の定数）

第3条 奨学生の定数は、次のとおりとする。

一 大学院学生（博士前期課程） 各専攻より若干名

二 専門職大学院学生 若干名

三 学部学生

2年次、3年次及び4年次学生

ア 法学部及び経済学部学生 各学科より6名

イ 文学部及び理学部学生 各学科より2名

（奨学金の給付）

第4条 奨学金の年額は、次のとおりとする。

一 大学院学生及び専門職大学院学生 1名につき30万円

二 学部学生

2年次、3年次及び4年次学生 1名につき10万円

2 給付期間は、1年とする。ただし、同一者を次年度以降に重ねて選考することを妨げない。

3 給付金の支給方法は、別に定める。

（奨学生の資格取消し）

第5条 奨学生が、奨学金の給付期間に大学院学則、専門職大学院学則又は大学学則により懲戒若しくは除籍の処分を受けた場合、又は退学若しくは死亡の場合には、資格を取消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

（他の奨学金との関係）

第6条 この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学生を兼ねることを妨げない。

（担当部課）

第7条 この細則に係る事務は、学生課が担当する。

（改正）

第8条 この細則の改正は、学生委員会の発議に基づき、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議

の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。